



西田成希税理士事務所

事務所だより 6月号

入梅の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和になって、1ヶ月経ちましたが、何か変化はありましたか？私は特に変化ありません。日付を書くのに未だに31年と書いてしまいます(>_<)。区切りとなるような10連休もありましたが、飛び飛びで仕事が入っていたので、いつもと変わらず、でした。

先月号で5月はテニスの試合が3試合あることをお伝えしました。結果は？参加チーム7チームの試合には勝てましたが、それ以上のチームが参加した試合では、予選負けでした(T_T)。

それにしても、5月末は暑かったですね。5/26は軒並み過去最高を記録しました。北海道の帯広で38.8℃なんて気温でした。こんな中でテニスの試合をしていた私は完全に「テニスバカ」です(>_<)。

こんな天候で今年の梅雨はどうなるのでしょうか？考えてみると昨年も6月は異常気象で、6月終わりには前線と台風7号による西日本豪雨災害が発生しました。今からこんな天候であるならば、今年も心配です。



試合の合間の休みの日に飲み会がありました。メンバーは、学校は違いますが、私と同級生です。みんなソフトテニス部で、悔しいかな、私よりも良い成績を残した人たちです(;_:)。当時の試合の「勝った・負けた」をよく覚えていました。「あの時こうだった、そうだった」と話が盛り上がり危うく終電を逃すところでした。神戸より少し西の「長田」で飲んでいたので、終電を逃すと…。危ないところでした。この連中と6月6日も集まる予定です。終電、気を付けます。

7チームしか参加していない試合です。表彰式もズッコケです(^^)



では、事務所だより6月号をお送りします。少し早い気もしますが、今から熱中症、お気を付け下さい。



☆ お知らせ (2019年6月の税務)

期 限	項 目
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付
6月17日	所得税の予定納税額の通知
7月1日	4月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

☆ 新元号と提出書類

◆ 平成40年は令和何年？

西暦2019年5月1日から、日本の元号は「令和」となり、それに伴って国税庁から「新元号に関するお知らせ」というものが出ています。

それによると「納税者の皆さまからご提出いただく書類は、平成表記でも有効なものとして取り扱うこととしております」となっています。ちなみに平成40年は令和で言えば10年です。今回は区切りが良いので変換しやすいですね。

◆ 他の役所の書類は？

改元に伴う元号の年表示の取り扱いについては「関係省庁連絡会議申合せ」という通知が出ています。

それによると原則各府省が作成する文章は、改元日以降は「令和」を使う。また、やむを得ず「平成」の表記が残る場合でも、該当表示は有効となるが、混乱を避けるように、訂正印や

手書きの修正をしたり、文章や画面に「表記が平成でも有効」と注意書き等を入れるように推奨しています。

また、「国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が平成とされていても、有効なものとして受け付けるものとする」と記載されています。やはり平成でもOK、ということです。役所内部での平成表記がOKなのですから、ある意味当たり前です。

◆ 法律や政令はどうなるのか

法律及び政令についても「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合はそのまま有効となります。

また「改元のみを理由とする改正は行わない」として、「改元以外の理由により改正を行う際についでに直す」という方針のようです。ただし「改正しないと支障がある場合は、個別に検討して措置します」としているあたり、「念には念を」という感じの文章です。

◆ 穏やかに少しずつ変わる改元

今回の改元は前もって行われる日が分かっていたと思います。それでも、システム関係の方は「もっと時間を」と思ったかもしれませんが、政府は「対応は徐々に浸透してゆけば良い」といった、柔軟な感じがします。

ただ、外務省は西暦表記を検討する等、変化する姿勢もありました。この令和という時代、いったいどのように世の中は移ろってゆくのでしょうか。

☆ NYで渋滞税を導入

市街地の交通渋滞を解消するため、ドライバーから「渋滞税」を徴収することを米・ニューヨーク州議会が決めました。4月1日に可決した予算案に盛り込まれています。慢性的な交通渋滞を緩和し、税収を地下鉄など公共交通機構の整備に充てるといいます。渋滞税の導入は全米で初めてです。

ニューヨーク市の深刻な道路渋滞は以前から有名でしたが、近年ではウーバーなどの配車サービスが普及したことにより、加速度的にひどくなっているそうです。そこで新税では、ニューヨーク市でも最も渋滞の多いマンハッタン島の南側に乗り入れる自動車から、1日1回徴収します。税額は、まだ決まっていますが、米国内メディアによれば普通車で11ドル(約1,200円)、トラックは25ドル(約2,800円)程度を徴収する予定です。ただし、タクシーやウーバーなどの配車業については適用外とする案で検討が進んでいるといい、どこまで渋滞緩和に実効性を発揮するかは未知数です。早ければ来年末から徴収が始まります。

渋滞税の導入は全米では初ですが、世界的にみれば英・ロンドン市という先事例があります。同市では道路渋滞が社会問題化していた2003年に渋滞税を導入し、現在では該当エリアに乗り入れる車から1日10ポンド(約1,500円)を徴収しています。該当エリア内に住む人

も自動車を使う時には1ポンドの納付が課されています。同市の交通局によれば渋滞税の導入によって渋滞は30%解消され、交通量は15%減少したそうです。

日本では、恒久的な渋滞税が導入されたことはありません。しかし、来年開催の東京五輪では深刻な交通混雑が予想されるため、首都高速道路の通行料金を時間帯や車種によって変動させる「ロードプライシング」の導入が議論されています。首都高の通行料は現在最大で1,300円(ETC普通車)ですが、競技が行われる日中は最大2~3千円まで値上げする案が出ています。すでに国土交通省や高速道路会社が具体的な検討を進めていて、日本でも「渋滞税」が導入される日は遠くなくそうです。

☆ 医療費控除とマイナンバーカード

自分や家族の医療費が一定額を超えた時に税負担が軽くなる医療費控除について、政府はすべての申請手続きを自動化することにしました。マイナンバーカードを活用した新しいシステムで、1年間支払った医療費を自動で計算し、税務署に通知するそうです。社会の生産性を向上させ、経済成長につなげる狙いです。2021年分の確定申告から新しい仕組みが始まる見通しとなっています。

日本の医療費控除は、1年間の家族の医療費から保険等で補てんされた額を引いた分が10万円を超える納税者に適用されます。申告者は年間約750万人に上りますが、領収書を残して計算しても基準に達しないことがあったり、医療機関の名前や支払った医療費、保険等による補てん額などを自ら記入する必要があるため、インターネット経由で申告が可能になった今でも利用できていないケースが多いとされます。

政府は2017年の税制改正で、個人が健康保険組合から1年分の医療費を記した「医療費通知」をネット上で取得し税務署に提出できるようにしました。しかし、加入する健保組合のシステム対応が必要なため、新しい仕組みは広まっていないのが実情です。政府は2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする方針ですが、同時に医療費の控除についても、政府と国税庁、保険診療のデータを管理する社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会のシステムをつなぎ、申告に必要な作業をすべて自動化します。

マイナンバーカードの交付実績は2019年4月時点で1,666万枚と、人口の1割強にとどまっています。政府高官は「社会がマイナンバー制度そのものを過剰に怖がっているきらいがある。さらなる理解と普及に努めたい」と意気込みます。マイナンバーカードを活用した医療費控除の仕組みは、普及に向けた一手となるか？！

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488